

令和 4 年 4 月 6 日

保護者様

千曲市教育委員会
千曲市立小中学校長

感染レベル 5・特別警報Ⅱ(4月6日現在)を踏まえた学校教育活動について

長野県の「まん延防止等重点措置」は、3月6日をもって終了しましたが、以後、新規陽性者が再び増加傾向となっています。千曲市内においても依然として、連日、感染が確認されています。

学校では、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2021.11.22Ver.7)」「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校運営ガイドライン(長野県教育委員会通知 2021.5.6)」「オミクロン株の特徴を踏まえた学校における感染防止対策の手引き(長野県教育委員会通知 2022.3.29)」により、下記のように感染予防の徹底を図り、教育活動を進めて参りますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 基本的な感染対策の徹底について

- ・「健康観察カード」の実施と提出の徹底をお願いします。教職員も行います。
- ・風邪症状(発熱、せき、のどの痛み、頭痛、息苦しさ、強いだるさ、味や臭いの異常、吐気・嘔吐・下痢等)がある場合は、登校を控え、必ず受診するようお願いします。
- ・昇降口(校舎に入る前)、教室に入る前には、必ず手指のアルコール消毒をします。
- ・登校後、始業前、休み時間後、給食前、清掃後、用具や物品等共用したものを使用した後など、手洗いを 30 秒程度、石鹸を使い丁寧にを行います。
- ・児童生徒等及び教職員、来校者はマスクを着用します。ただし、次の場合マスク着用の必要はありません。(a 十分な身体的距離が確保できる場合 b 熱中症等が心配な場合 c 体育の授業)
- ・換気の徹底 教室 2 方向の窓を常時開けます。開放できない場合でも 30 分に 1 回程度必ず換気します。エアコン使用時も換気を行います。
- ・教室における密集回避の徹底を行うため、児童生徒の座席の間隔は可能な限り広くとり、基本形は対面とならないようにします。
- ・全校が集まる機会はなくし、校内放送、テレビ放送、オンライン等活用します。
- ※感染レベル4になった場合も、全校が集まる機会は、極力減らし、校内放送、テレビ放送、オンライン等活用します。どうしても集会を開かなければならない場合は、密集を回避し、短時間でを行います。

2. 各教科等の指導について

- ・以下の活動は、特にリスクが高いことから行いません。
 - ◇各教科等に共通の活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ◇理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ◇音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ◇図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ◇家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ◇体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数(2～3 人程度)での活動を実施する場合は、十分な距離を空けて行います。
- ・個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしません。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前手洗いをします。
- ・体育は可能な限り屋外で行い、屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けます。また、児童生徒が運動を行ってない際は、可能な限りマスクを着用します。呼気が激しくならない運動は、マスクを着用します。

※感染レベル4になった場合も、実施については慎重に検討し実施していきます。

3. 行事等の実施について

- ・全校や学年全体が集まって行う行事については、原則として延期又は中止します。
- ・修学旅行、社会見学等の実施については、延期又は中止します。

裏へ

※感染レベル4になった場合は、上記の実施については、慎重に検討します。行う場合は、感染予防対策を十分とった上で実施します。

4. 部活動について（小学校課外活動を含む）

- ・千曲市校長会と協議の上、部活動は、感染防止対策を万全に行った上で実施することとし、1日の活動時間は、平日は1日2時間程度、休日は3時間程度とし、昼を跨がないこととします。
- ・中体連の大会を控えているため、傷害、事故防止等の観点から、練習試合等は原則として更埴地区内の学校（種目によっては、更埴地区以外の学校と行う場合もあります）と行います。

※感染レベル4になった場合も、可能な限り感染症対策を行った上で、実施することを基本とします。競技団体等で示されているガイドラインに従って活動します。

5. 給食について

- ・給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等点検します。また配膳台の消毒を徹底します。
- ・児童生徒等全員の食事前後における手洗いの徹底と、食べる際には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない等、「黙食」を徹底します。
- ・食事が終わり次第、マスクを着用するよう指導します。

6. 図書館利用について

- ・図書館利用前後の手洗い、アルコール消毒を徹底するとともに、児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して密集を生じさせないよう配慮します。

7. 清掃・消毒について

- ・清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行います。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。

8. 休み時間について

- ・休み時間中の行動については、三密を回避するよう必要なルールを設定すること等も含めて指導します。（休み時間をずらすこともあります。）
- ・トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示し、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの工夫や指導をします。

9. 登下校について

- ・マスクを必ず着用します。但し、熱中症のリスクが高まる場合は外します。
- ・校門や玄関口等で密集が起こらないよう可能な限り登下校時間帯を分散させます。
- ・集団登下校を行う場合も、密接にならないよう、児童の距離は最低1m確保するよう指導します。

10. 人権への配慮について

- ・不当な差別、偏見、誹謗中傷が絶対ないよう人権への配慮については、繰り返し指導をしますので、ご家庭でも協力をお願いします。

11. その他

- ・同居の家族に発熱、風邪等の症状がみられる場合は、登校を控えるようにしてください。欠席にはなりません。教職員についても、同様の対応となります。※感染レベル2以上は同様となります。

- 学校関係者の今後の感染状況によっては、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業等を行うことになりますのでご理解ご協力をお願いします。
- 学校関係者に感染が確認され、濃厚接触者(小学校は保健所が特定、中学校は学校が特定)がいる場合は、学校からご家庭へ連絡します。